平成２８年（フ）第３４０号
大分県別府市石垣東１丁目２番21―603号
第５森崎ビル
債務者　河野　和也
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６１号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之下1860番地79
債務者　立石　雅行
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１６７号
札幌市西区八軒６条西１丁目１番20号八軒メディカル中田第１ビル１Ｆ
破産者　有限会社ビーブリック
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５６号
札幌市東区東苗穂８条２丁目４番15号
破産者　有限会社九十九流通
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３１号
札幌市中央区南７条西２丁目１番３―701号
破産者　株式会社すすきのニュース
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
岩手県奥州市江刺区愛宕字観音堂沖224番地１
破産者　有限会社門脇コンクリート工業
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４５号
秋田市柳田字川崎22番地４
破産者　有限会社アクティブクリエーション
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４５号
埼玉県川口市戸塚３丁目４番14号
破産者　株式会社ジュピター
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３８号
千葉県我孫子市布佐酉町62番地の７（Ｆ―102号）　ＳＵＮＶＩＬＬＡＧＥ松島Ｆ号棟
破産者　水流　隆史
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５０９号
千葉県柏市豊住５丁目３番28号　グリーンハウス106号
破産者　阿部　雅昭
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０号
長野県下伊那郡阿南町富草4120番地
破産者　有限会社蓮
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１０６号
滋賀県近江八幡市北之庄町1404番地の２
破産者　株式会社辻商店
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第７３８号
大阪市北区豊崎３丁目２番１号
破産者　株式会社アルファ・トレンド
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６６４号
大阪市中央区南本町１丁目５番７号
破産者　有限会社リーズンファクトリー
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１１０号
大阪市淀川区宮原１丁目19番10号新大阪エクセルビル３階
破産者　Ｓｔｙｌｉｎｘｓ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４９８号
大阪市中央区大手通１丁目１番３号
破産者　株式会社デルタ・トラスティーフォース
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７０号
長野県茅野市北山栗平5047番地
破産者　株式会社ＫＣＡ（旧商号株式会社光和創芸）
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１４号
東京都青梅市河辺町５丁目25番地の２アポー河辺壱番館404、開始決定時の住所東京都青梅市河辺町６丁目13番地の２ロータリーパレス河辺弐番舘307
破産者　保苅　弘子
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８９号
東京都清瀬市松山２丁目17番１―206号
破産者　篠崎　直子
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５１６号
横浜市都筑区勝田町546番地１ウィン・フィールド102号
破産者　有限会社エイシン機工
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部